

## <成年後見制度の利用をお考えの方へ>

Q1. 成年後見制度とは、どのような制度ですか。

A1. 成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害等により、必ずしも判断能力が十分でない方について、ご本人の権利や財産を守る成年後見人等を選ぶことで法律的に支援する制度です。

ただし、成年後見人等が選任されると、ご本人は単独で有効な法律行為ができなくなる、財産の処分に一定の制約が生じる等の制限を受けることがあります。

なお、ご本人の判断能力の状況により、後見、保佐、補助の3つの類型に分かれ、それぞれで支援を受ける内容や成年後見人等の役割も異なります。

また、成年後見制度はご本人の権利を擁護する制度のひとつであり、ご本人の支援策は他にもあります（例：日常生活自立支援事業）。

成年後見制度の利用を検討される際は、他の支援策も含めてご本人にとって最もふさわしい権利擁護支援制度の利用をご検討ください。

### 【関連サイト】

※[成年後見制度の説明 最高裁判所「後見サイト」](#)

※[成年後見制度の説明 厚生労働省「成年後見はやわかり」](#)

[<成年後見制度の利用をお考えの方へ>に戻る](#)

Q2. 成年後見制度や他の権利擁護支援策の利用に関しては、どちらに相談すればよいですか。

A2. 相談機関としては、各市町村に設置されている中核機関や地域包括支援センター、日常生活自立支援事業を行っている社会福祉協議会、成年後見制度に関わっている専門職の団体があります。これらの相談機関では、成年後見制度や他の権利擁護支援策の利用手続、必要な書類、成年後見人等候補者について、あらかじめ相談することができます。

### 【関連サイト】

※[お近くの権利擁護相談窓口検索 厚生労働省サイト「相談窓口のご案内」](#)

※[\(大阪府\)市町村相談窓口 大阪府サイト「成年後見制度についての市町村相](#)

[「談窓口一覧」](#)

※[日常生活自立支援事業について 大阪府社会福祉協議会サイト](#)

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

Q3. 成年後見制度を利用したほうがよいか判断がつきません。家庭裁判所でアドバイスをしてもらうことはできますか。

A3. 家庭裁判所では成年後見制度を利用したほうがよいかどうかのアドバイスはできません。ご本人がお住まいの市町村等の相談機関 ([Q2 参照](#)) にご相談ください。

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

Q4. 成年後見制度の利用は、いつまで続けることになりますか。

A4. 成年後見制度の利用は、ご本人の判断能力が回復する、又はご本人が亡くなるまで続きます。

申立てのきっかけとなった当初の目的（預貯金口座の管理・解約、保険金の受領、遺産相続手続等）を果たしたら終わりというものではありません。

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

Q5. 後見等開始の申立ては、誰ができますか。

A5. 後見等開始の申立てができる方は、ご本人、配偶者、四親等内の親族等です。また、その他に市区町村長等が申し立てることができます。

**【四親等内の親族】**

ご本人から見て、次の方々が主な四親等内のご親族です。

- ・ 親、祖父母、子、孫、ひ孫
- ・ 兄弟姉妹、甥、姪
- ・ おじ、おば、いとこ
- ・ 配偶者の親、子、兄弟姉妹

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

Q6. 後見等開始の申立て後、成年後見人等が選任されるまで、どれくらいの期間が

かかりますか。

A6. 通常は、申立てから選任まで1～2か月程度となります。

ただし、これは標準的なケースであり、必要書類が整っていない場合や医師による鑑定を行う場合等は、さらに期間を要することがあります。

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

Q7. 医師による鑑定が必要となるのはどのような場合ですか。

A7. ご本人の判断能力の程度を慎重に判断するため、医師による鑑定を行うことがあります。なお、鑑定を行う場合は、鑑定料が必要になります。鑑定料は個々の事案によって異なりますが、おおよそ10万円程度かかる場合があります。

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

Q8. 後見等の開始の手続において、本人の意思は確認するのですか。

A8. 後見等を開始するに当たっては、ご本人の自己決定権の尊重や手続保障の見地から、①後見等を開始すること、②成年後見人等を誰にするか、③（保佐の場合）同意権の付与、について、原則としてご本人の意見を聴かなければならないとされています（ただし、ご本人が申立人である場合、後見開始においてご本人の心身の状況から意見聴取ができない場合は除きます。）。

また、次の申立てがされた場合は、ご本人の同意が必要となります（ただし、ご本人が申立人である場合は除きます。）。

- ・（保佐の場合）保佐人に対する代理権付与
- ・（補助の場合）補助の開始、補助人に対する代理権付与、同意権付与

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

Q9. 後見等開始の申立てをしたことを、家庭裁判所から本人の親族に知らせずに手続が進むことはありますか。

A9. 成年後見等に関する事件は非公開の手続ですので、原則としてご親族に知らせずに審理します。ただし、家庭裁判所が必要と判断した場合には、ご親族の意向を確認することがありますので、その場合は、申立てがあったことをお知らせすることになります。

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

Q10. 成年後見人等にはどのような人が選ばれますか。候補者を挙げておけば、必ずその人が選ばれますか。

A10. 成年後見人等の選任に当たっては、家庭裁判所がご本人にとって最も適任だと思われる方を選任します。候補者を挙げられている場合でも、必ずその方が選ばれるとは限りません。

成年後見人等の選任について、申立ての際に、ご本人に法律上または生活面での課題がある、ご本人の財産管理が複雑困難である等の事情が判明している場合には、弁護士、司法書士、社会福祉士といった、専門的な知識を持っている方（専門職）を成年後見人等に選任することがあります。

なお、候補者が選ばれなかったり、自分の望まない人が成年後見人等になったりしたことを理由に、審判に対する不服申立て（即時抗告）をすることはできません。

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

Q11. 後見等開始の申立てを取り下げることができますか。

A11. 後見等開始の申立てを家庭裁判所が受理した後は、家庭裁判所の許可がなければ、申立てを取り下げることができません。例えば、申立人が候補者として推薦する方が成年後見人等に選任されそうにないという理由では、申立ての取下げは認められません。

また、後見等を開始する審判が出た後は取り下げることができません。

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

Q12. 本人は生活保護を受給しており、申立費用を負担するだけの資力がありません。どうすればよいですか。

A12. 申立てに要する費用負担が困難な場合、市町村によっては申立費用の助成を行っているところもあります。詳しくはご本人がお住まいの市町村等の相談機関（Q2 参照）にお問い合わせください。

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

Q13. 成年後見人等に報酬は支払われますか。また、報酬はどのくらいの金額ですか。

A13. 成年後見人等や成年後見等監督人が家庭裁判所に報酬付与の申立てを行った

場合は、家庭裁判所の定めた報酬額を、ご本人の財産から受け取ることができません。成年後見人等がご親族の場合でも同様です（家庭裁判所の許可なく、ご本人の財産から報酬を受け取るとはできません。）。

なお、報酬額については、「[成年後見（保佐、補助）人の報酬額のめやす](#)」をご参照ください。

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

Q14. 本人は生活保護を受けており、成年後見人等への報酬を支払うほどの余裕はありません。報酬の額はどのようにして決まるのですか。また、家族が代わりに支払わないといけなくなるのでしょうか。

A14. 後見人等の報酬は、後見人等からの報酬付与の申立てがあった場合に、家庭裁判所がご本人の資力など一切の事情を考慮して決めることとなります。

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

Q15. 成年後見人等は、選任後、どのようなことに注意して後見等の活動をする必要がありますか。

A15. 成年後見人等は、ご本人が安定した生活を送ることができるよう、ご本人の意向を尊重するとともに、その身上に配慮する必要があります。

成年後見人、財産管理の代理権を与えられた保佐人及び補助人は、財産を適切に管理する義務を負っていますので、ご本人の財産を適切に管理しなかった場合は、成年後見等監督人（選任されている場合）や家庭裁判所から改善を求められ、改善されない場合は財産管理権が無くなることもあります。

また、ご本人の財産を勝手に流用する、着服するといった不正な行為があった場合は、成年後見人等を解任されるほか、損害賠償請求などの民事上の責任を問われたり、業務上横領罪など刑事上の責任を問われたりすることもあります。

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

Q16. 後見等事務の報告はどれくらいの頻度で行うのですか。

A16. 家庭裁判所では、必要に応じて成年後見人等に後見等事務の状況の報告を求めており、この報告により成年後見人等が適切に事務を行っているかを確認しています。

通常、大阪家庭裁判所では、一年に一度決められた時期に報告するよう求めています。また、それ以外にも必要に応じて報告を求めることがあります。

Q17. 成年後見人等ができないことはありますか。

A17. 成年後見制度は、契約等（法律行為の）支援を行うものであって、実際に介護等（事実行為）を行うことは対象としていません。

また、「手術等の医療行為に同意すること」「ご本人の身元保証人や連帯保証人になること」もできません。

Q18. 成年後見人等による適切な後見等事務をサポートするための方策はどのようなものがありますか。

A18. 適切な後見等事務を行う上でのサポートは次のものがあります。

① 成年後見等監督人の選任

予定されている後見等事務が複雑困難な場合やご本人の流動資産が多い場合には、成年後見人等の事務をサポートするために、弁護士、司法書士、社会福祉士といった専門職を成年後見等監督人に選任することがあります。

② 総合支援型後見監督人の選任（成年後見のみ）

大阪家庭裁判所では、ご親族の方がはじめて成年後見人になられた場合、その成年後見人（親族後見人）を総合的に支援するために成年後見監督人を選任することがあります。このような目的で選任した成年後見監督人を「総合支援型後見監督人」と呼びます。

総合支援型後見監督人は、親族後見人の後見活動全般について監督を行うほか、日々の後見活動について指導・助言・相談対応を行うため、弁護士、司法書士、社会福祉士といった専門職を成年後見監督人に選任します。

親族後見人は、この総合支援型後見監督人に対し、定期的な後見事務に関する報告をするとともに、日々の後見活動において生じた悩みや疑問を相談したり、後見活動の具体的な方法に関する助言や報告書類作成のサポートを受けたりすることができます。

なお、総合支援型後見監督人が就任する期間（親族後見人を支援する期間）は、親族後見人が一人で適切に後見活動を行えるようになるまでの9か月程度です。ただし、家庭裁判所がもう少し支援が必要であると判断した場合は、総合支援型後見監督人が、その後も引き続き支援を継続する場合があります。

③ 後見制度支援信託・後見制度支援預貯金の利用（こちらも参照）

成年後見人に適切に財産を管理していただくための選択肢として、後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金の利用を検討する場合があります（[Q20](#)参照）。

後見制度支援信託・後見制度支援預貯金とは、ご本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として成年後見人が管理し、通常使用しない金銭を金融機関が信託財産又は特別な預貯金として管理するものです。

この仕組みを利用することによって、成年後見人は日常的に必要な金銭を管理することになり、財産管理の負担が軽減されるとともに、家庭裁判所への報告も容易になるメリットがあります。後見制度支援信託・後見制度支援預貯金を利用すると、信託財産・預貯金を払い戻したり、信託契約・預貯金契約を解約したりするには、あらかじめ家庭裁判所が発行する指示書を必要とします。

なお、後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金は、成年後見と未成年後見において利用することができ、保佐、補助及び任意後見においては利用できません。

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

Q19. 本人の流動資産が多いと成年後見等監督人が選任されるとのことですが、いくら以上だと選任されるのですか。

A19. 明確な金額の基準はありませんが、大阪家庭裁判所ではご本人の流動資産が1200万円以上となる場合に成年後見等監督人を選任する方針としています。ただし、後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金を利用し、成年後見人の手元で管理するお金を100万円から500万円程度に設定したような場合には選任しないことがあります。

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

Q20. どのような場合に、後見制度支援信託や後見制度支援預貯金を利用することになるのですか。

A20. 大阪家庭裁判所では、後見開始時点で1200万円以上の流動資産がある場合において、後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金の利用の検討を求めています。

ただし、全ての事件について後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金の利用の検討を求めているわけではありません。例えば、後見事務に専門的な知識を要する等の専門職による継続的な関与が必要な場合や、ご本人の財産に株式等の信託できない財産が多く含まれる場合等は、後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金の利用の検討を求めずに、成年後見監督人を選任することがあります。

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

Q21. 母が亡くなり遺産分割協議をしようとしたところ、姉が認知症なので成年後見人が必要だと言われました。私が成年後見人になって手続をしたいのですが、どのようにしたらいいですか。

A21. 後見開始の申立てをする際、申立書に後見人候補者としてあなたのことを記載してください。ただし、成年後見人は裁判所がご本人にとって最も適任だと思われる方を選任しますので、候補者が必ず選任されるとは限りません。また、あなたが選ばれた場合でも、成年後見監督人が選任される場合があります。

#### 【成年後見人選任後の注意点】

あなたが成年後見人に選ばれた場合、遺産分割を行うとすると、あなたも相続人であるので、ご本人(姉)と成年後見人(あなた)とは、どちらか一方が利益になると他方が損をするという、利益相反の関係になります。そのため、後見監督を行っている家庭裁判所に特別代理人選任の申立てをし、その後に選任された特別代理人がご本人を代理して、成年後見人を含む相続人との間で遺産分割協議をすることになります。ただし、すでに成年後見監督人が選任されている場合は、成年後見監督人がご本人を代理することになるため申立ては不要です。

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)

Q22. 私は現在、障害のある娘の成年後見人に選任されていますが、高齢のため、成年後見人を誰かに交代してもらいたいと考えています。しかし、他に頼れる親族等はいません。どのようにすればよいですか。

A22. 成年後見人の辞任には家庭裁判所の許可が必要となりますが、病気や高齢等の正当な事由があれば辞任は許可されますので、まずは家庭裁判所に成年後見人辞任許可の申立てを行ってください。

辞任により成年後見人がいなくなる場合には、併せて成年後見人選任の申立てを行ってください。なお、成年後見人候補者がなく、家庭裁判所に一任される場合は、弁護士、司法書士、社会福祉士といった専門職を選任することになります。



また、それ以外に、市民後見人を選任できる場合があります。なお、市民後見人については、ご本人がお住まいの市町村の窓口に直接お問い合わせください。

**【市民後見人とは】**

市区町村等が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した方です。市民後見人には、例えば、後見人となる親族がないような場合でも、同じ地域に住む身近な存在として、ご本人の意思を丁寧に把握しながら後見事務を進められる強みがあります。

[＜成年後見制度の利用をお考えの方へ＞に戻る](#)